

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (iPS細胞研究所) 第40条 iPS細胞研究所に、次に掲げる研究部門を置く。 初期化機構研究部門、増殖分化機構研究部門、臨床応用研究部門、基盤技術研究部門</p>	<p>(iPS細胞研究所) 第40条 iPS細胞研究所に、次に掲げる部門及び研究部門を置く。 未来生命科学開拓部門、増殖分化機構研究部門、臨床応用研究部門、基盤技術研究部門 附則 この規程は、平成27年6月1日から施行する。</p>